内閣官房行政文書管理規則の一部を改正する規則

内閣官房行政文書管理規則(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)の一部を次のように改正する。

4 文書管理者は、別表第1<u>を踏まえ</u>、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える

| り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。  |  |
|--|--|
| 改正後  | 改正前  |
| 目次   | 目次   |
| 第1章~第6章 [略]  | 第1章~第6章 [同左]   |
| 第7章 行政文書ファイル等の <u>保存期間の延長、移管、廃棄</u> (第10条-第12条)  | 第7章 行政文書ファイル等の <u>移管、廃棄又は保存期間等の延長</u> (第10条-第12条)                |
| 第8章・第9章 [略]  | 第8章・第9章 [同左]   |
| 第10章 <u>秘密文書等</u> の管理(第17条・第18条)   | 第10章 <u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書</u> の管理(第17条・第18条)             |
| 第11章 [略]   | 第11章 [同左]  |
| (定義)   | (定義)   |
| 第2条 [略]  | 第2条 [同左]   |
| [(1)~(4) 略]  | [(1)~(4) 同左]   |
| (5) 「文書管理システム」 <u>とは、</u> 文書管理業務の業務・システム最適化計画(平成19年4月13日各  | (5) 「文書管理システム」 <u>とは、総務省が</u> 文書管理業務の業務・システム最適化計画(平成19年4月        |
| 府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき <u>整備された</u> 政府全体で利用可能な文書管理シ  | 13 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき <u>整備した</u> 政府全体で利用可能な <u>一元</u> |
| ステムをいう。  | 的な文書管理システムをいう。   |
| (作成) 第6条 [略] [2・3 略]  4 歴史的緊急事態(国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。)に政府全体として対応する会議その他の会合については、将来の教訓として極めて重要であり、記録を作成するものとする。  5 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。 6~9 [略] | (作成)<br>第6条 [同左]<br>[2・3 同左]<br>[項を加える。]<br>【項を加える。]             |
| (整理)   | (整理)   |
| 第7条 [略]  | 第7条 [同左]   |
| [2・3 略]  | [2・3 同左]   |

4 文書管理者は、別表第1に基づき、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

「5~8 略]

- 9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1 年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)。
- (1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し

 $\lceil (2) \sim (7)$  略  $\rceil$ 

10 「略]

- 11 第1項及び第2項の保存期間の起算日はそれぞれ同条第5項本文及び第7項本文の定めるところ 11 第1項及び第2項の保存期間の起算日は、施行令第8条第7項に規定するものを除き、それぞれ同 による。ただし、行政文書を作成し、若しくは取得した日(以下「文書作成取得日」という。)若しく は行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)か ら1年以内の日であって4月1日以外の日、又は文書作成取得日若しくはファイル作成日の属する年 度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認め る場合にあっては、その日とする。
- 12 第2項の保存期間は、施行令第8条第6項の定めるところによる。
- 13 第6項、第11項中の第1項の保存期間の起算日の規定及び第12項にかかわらず、文書管理者は、 行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成 し、又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事務又は事 業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了す る日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。
- 14 第 11 項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当 該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

(保存)

第8条 「略]

[2・3 略]

4 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理 によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本と する。

<u>5</u> [略]

(行政文書ファイル管理簿等)

めるところにより、文書管理システムをもって調製しなければならない。また、行政文書ファイル管 理簿を、インターネットで公表するとともに、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供しな ければならない。

[2 · 3 略]

第7章 行政文書ファイル等の保存期間の延長、移管、廃棄

(保存期間が満了したときの措置)

第10条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のでき│第10条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる る限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。この場合において、

「5~8 同左]

- 9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1 年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)。
- (1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し

「(2)~(7) 同左]

10 「同左〕

- 条第4項本文及び第6項本文の定めるところによる。ただし、行政文書を作成し、若しくは取得した 日、又は行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日から1年以内の日であって4月 1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあ っては、その日とする。
- 12 第2項の保存期間は、施行令第8条第5項の定めるところによる。 「項を加える。」

「項を加える。」

(保存)

第8条 「同左]

[2・3 同左]

「項を加える。」

4 [同左]

(行政文書ファイル管理簿等)

第9条 総括文書管理者は、内閣官房の行政文書ファイル管理簿について、施行令第 11 条第2項の定 | 第9条 総括文書管理者は、内閣官房の行政文書ファイル管理簿について、施行令第 11 条第2項の定 めるところにより、文書管理システムをもって調製しなければならない

[2・3 同左]

第7章 行政文書ファイル等の移管、廃棄又は保存期間等の延長

(保存期間が満了したときの措置)

限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。この場合において、前条

当該措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、定める際は総括文書管理者 の確認を得るものとする。

- 2 [略]
- 3 総括文書管理者は、第1項の確認を行う際には公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助 3 総括文書管理者は、必要に応じ、公文書館の専門的、技術的な助言を求めることができる。 言の内容に沿って、文書管理者は第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。 (保存期間の延長)
- 第 11 条 文書管理者は、施行令第 9 条第 1 項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、 行政文書ファイル等を保存し続けなければならない。
- 2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長することができる。 (移管又は廃棄)
- 第 12 条 文書管理者は、次条の規定により行政文書ファイル等の保存期間を延長する場合を除き、総 括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、前条第1項の規定に より定めた措置に基づき、公文書館に移管し、又は廃棄するものとする。
- 2 総括文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとす るときは、あらかじめ廃棄しようとする行政文書ファイル等を取りまとめ、公文書管理法第8条第2 項に規定する協議に必要な手続をとるものとする。この場合において、同条同項後段に規定する内閣 総理大臣の同意が得られないときは、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイ ル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は国立公文書館に移管するも のとする。

 $\lceil 3 \sim 9$  略]

- 10 文書管理者は、行政文書ファイル等を公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用 可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるも のとする。
- 11 総括文書管理者は、公文書管理法第8条第4項の規定による求めがあった場合には、必要な措置を 講ずるものとする。

「条を削る。〕

(点検及び監査)

- 第 13 条 部局総括文書管理者は、当該部局の文書管理者に、その管理する行政文書の管理状況につい 第 13 条 部局総括文書管理者は、当該部局の文書管理者に、その管理する行政文書の管理状況につい て、少なくとも毎年度一回、点検を行わせ、その結果(当該点検を踏まえ講じた措置を含む。)を取り まとめ、総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。
- 2 「略]

第2項の行政文書ファイル等については、部局総括文書管理者の確認を得た上で、行政文書ファイル 管理簿への記載により、当該措置を定めるものとする。

- 2 [同左]

「条を加える。〕

(移管又は廃棄)

- 第 11 条 文書管理者は、次条の規定により行政文書ファイル等の保存期間を延長する場合を除き、総 括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、前条第1項の規定に よる措置の定めに基づき、公文書館に移管し、又は廃棄するものとする。
- 2 総括文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとす るときは、あらかじめ廃棄しようとする行政文書ファイル等を取りまとめ、公文書管理法第8条第2 項に規定する協議に必要な手続をとるものとする。この場合において、同条同項後段に規定する内閣 総理大臣の同意が得られないときは、総括文書管理者は必要な措置を講じなければならない。

「3~9 同左〕

「項を加える。」

10 総括文書管理者は、公文書管理法第8条第4項の規定による求めがあった場合には、必要な措置を 講じるものとする。

(保存期間等の延長)

- 第 12 条 文書管理者は、施行令第 9 条第 1 項に該当する場合には、その保存期間及び保存期間の満了 する日を延長するものとする。
- 2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間及び保存期間の満了する日を延長しようと する場合は、延長する期間及び延長の理由の案を作成するものとする。
- 3 部局総括文書管理者は、当該部局における前項の案を確認の上、取りまとめ、総括文書管理者に提 出するものとする。
- 4 総括文書管理者は、前項の案を取りまとめ、施行令第9条第2項に規定する報告に必要な手続をと るものとする。

(点検及び監査)

- て、少なくとも毎年度一回、点検を行わせ、その結果(当該点検を踏まえ講じた措置を含む。)を取り まとめ、総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 [同左]

- 3 総括文書管理者及び公文書監理官は、第1項及び前項の報告等を踏まえ、行政文書の管理について 3 総括文書管理者は、第1項及び前項の報告等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講じ 必要な措置を講ずるものとする。
- 4 総括文書管理者は、必要に応じ、内閣官房における行政文書の管理に係る重要事項について内閣官 房副長官(事務)に報告しなければならない。この場合において、内閣官房副長官(事務)は、その 報告を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- 第14条 文書管理者は、その管理する行政文書ファイル等の紛失、誤廃棄等が明らかとなった場合は、第14条 文書管理者は、その管理する行政文書ファイル等の紛失、誤廃棄等が明らかとなった場合は、 直ちに部局総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。
- 2 部局総括文書管理者及び公文書監理官は、前項の報告を受けたときは、直ちに被害の拡大防止等の ために必要な措置を講ずるとともに、速やかにその結果を総括文書管理者に報告しなければならな V,
- 3 前項の場合において、総括文書管理者は、必要に応じ、内閣官房副長官(事務)に報告しなければ ならない。この場合において、内閣官房副長官(事務)は、その報告を踏まえ、必要な措置を講ずる ものとする。

(管理状況の報告等)

# 第 15 条 「略]

- 調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。
- 3 総括文書管理者は、公文書管理法第 31 条の規定による勧告があった場合には、直ちに関係のある 3 総括文書管理者は、公文書管理法第 31 条の規定による勧告があった場合には、直ちに関係のある 部局の部局総括文書管理者に対し、必要な措置を講ずるよう求めなければならない。
- 4 「略]
- 5 前2項の場合において、総括文書管理者は、内閣官房副長官(事務)に報告しなければならない。 この場合において、内閣官房副長官(事務)は、その報告を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

第10章 秘密文書等の管理

第17条・第18条 「略]

# 別表第1 行政文書の保存期間基準

|    | 事項              | 業務の区分   | 当該業務に係る行政文書の類<br>型 (施行令別表の該当項) | 保存期間 | 具体例         |  |  |  |  |
|----|-----------------|---------|--------------------------------|------|-------------|--|--|--|--|
| 法令 | 法令の制定又は改廃及びその経緯 |         |                                |      |             |  |  |  |  |
| 1  | 法律の制定           | (1)立案の検 | ①立案基礎文書 (一の項イ)                 | 20 年 | ・基本方針       |  |  |  |  |
|    | 又は改廃及           | 討       |                                |      | ・基本計画       |  |  |  |  |
|    | びその経緯           |         |                                |      | ・条約その他の国際約束 |  |  |  |  |
|    |                 |         |                                |      | ・大臣指示       |  |  |  |  |
|    |                 |         |                                |      | ・政務三役会議の決定  |  |  |  |  |
|    |                 |         | ②立案の検討に関する審議会                  |      | • 開催経緯      |  |  |  |  |

- るものとする。
- 4 総括文書管理者は、必要に応じ、内閣官房における行政文書の管理に係る重要事項について内閣官 房副長官(事務)に報告しなければならない。この場合において、内閣官房副長官(事務)は、その 報告を踏まえ、必要な措置を講じるものとする。

(紛失等への対応)

- 直ちに部局総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 部局総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置 を講じるとともに、速やかにその結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 前項の場合において、総括文書管理者は、必要に応じ、内閣官房副長官(事務)に報告しなければ ならない。この場合において、内閣官房副長官(事務)は、その報告を踏まえ、必要な措置を講じる ものとする。

(管理状況の報告等)

## 第 15 条 「同左]

- 2 総括文書管理者は、公文書管理法第9条第3項又は第4項の規定による求めがあった場合及び実地 | 2 総括文書管理者は、公文書管理法第9条第3項の規定による求めがあった場合及び実地調査が行わ れる場合には、必要な協力を行うものとする。
  - 部局の部局総括文書管理者に対し、必要な措置を講じるよう求めなければならない。
  - 4 [同左]
  - 5 前2項の場合において、総括文書管理者は、内閣官房副長官(事務)に報告しなければならない。 この場合において、内閣官房副長官(事務)は、その報告を踏まえ、必要な措置を講じるものとする。

第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第 17 条・第 18 条 「同左〕

### 別表第1 行政文書の保存期間基準

|    | 事項      | 業務の区分   | 当該業務に係る行政文書の類<br>型 (施行令別表の該当項) | 保存期間 | 具体例         |
|----|---------|---------|--------------------------------|------|-------------|
| 法令 | の制定又は改成 | 廃及びその経緯 |                                |      |             |
| 1  | 法律の制定   | (1)立案の検 | ①立案基礎文書 (一の項イ)                 | 30 年 | ・基本方針       |
|    | 又は改廃及   | 討       |                                |      | ・基本計画       |
|    | びその経緯   |         |                                |      | ・条約その他の国際約束 |
|    |         |         |                                |      | ・大臣指示       |
|    |         |         |                                |      | ・政務三役会議の決定  |
|    |         |         | ②立案の検討に関する審議会                  |      | <br>・開催経緯   |

|                 | 等文書 (一の項イ)     |      | · 諮問              |   |       |           | 等文書 (一の項イ)          |      | · 諮問              |
|-----------------|----------------|------|-------------------|---|-------|-----------|---------------------|------|-------------------|
|                 |                |      | ・議事の記録            |   |       |           |                     |      | ・議事の記録            |
|                 |                |      | • 配付資料            |   |       |           |                     |      | ・配付資料             |
|                 |                |      | ・中間答申、最終答申、中間報告、  |   |       |           |                     |      | ・中間答申、最終答申、中間報告、  |
|                 |                |      | 最終報告、建議、提言        |   |       |           |                     |      | 最終報告、建議、提言        |
|                 | ③立案の検討に関する調査研  |      | ・外国・自治体・民間企業の状況調  |   |       |           | ③立案の検討に関する調査研       | 1    | ・外国・自治体・民間企業の状況調  |
|                 | 究文書(一の項イ)      |      | 査                 |   |       |           | 究文書 (一の項イ)          |      | 查                 |
|                 |                |      | ・関係団体・関係者のヒアリング   |   |       |           |                     |      | ・関係団体・関係者のヒアリング   |
| (2)法律案の審        | 法律案の審査の過程が記録さ  |      | ・法制局提出資料          |   |       | (2)法律案の審査 | 法律案の審査の過程が記録さ       |      | ・法制局提出資料          |
| <b></b>         | れた文書(一の項口)     |      | ・審査録              |   |       |           | れた文書 (一の項口)         |      | ・審査録              |
| (3)他の行政機        | 行政機関協議文書(一の項ハ) |      | ・各省への協議案          |   |       | (3)他の行政機関 | 行政機関協議文書(一の項ハ)      | -    | ・各省への協議案          |
| 関への協議           |                |      | ・各省からの質問・意見       |   |       | への協議      |                     |      | ・各省からの質問・意見       |
|                 |                |      | ・各省からの質問・意見に対する回  |   |       |           |                     |      | ・各省からの質問・意見に対する回  |
|                 |                |      | 答                 |   |       |           |                     |      | 答                 |
| (4)閣議           | 閣議を求めるための決裁文書  |      | ・5点セット(要綱、法律案、理由、 |   |       | (4)閣議     | 閣議を求めるための決裁文書       |      | ・5点セット(要綱、法律案、理由、 |
|                 | 及び閣議に提出された文書   |      | 新旧対照条文、参照条文)      |   |       |           | 及び閣議に提出された文書        |      | 新旧対照条文、参照条文)      |
|                 | (一の項二)         |      | ■閣議請議書            |   |       |           | (一の項二)              |      | • 閣議請議書           |
|                 |                |      | ・案件表              |   |       |           |                     |      | ・案件表              |
|                 |                |      | • 配付資料            |   |       |           |                     |      | ・配付資料             |
|                 |                |      |                   |   |       |           |                     |      |                   |
| (5)国会審議         | 国会審議文書(一の項へ)   |      | ・議員への説明           |   |       | (5)国会審議   | 国会審議文書(一の項へ)        |      | ・議員への説明           |
|                 |                |      | • 趣旨説明            |   |       |           |                     |      | • 趣旨説明            |
|                 |                |      | ・想定問答             |   |       |           |                     |      | ・想定問答             |
|                 |                |      | • 答弁書             |   |       |           |                     |      | ・答弁書              |
|                 |                |      | ・国会審議録・内閣意見案・同案の  |   |       |           |                     |      | ・国会審議録・内閣意見案・同案の  |
|                 |                |      | 閣議請議書             |   |       |           |                     |      | 閣議請議書             |
| (6)官報公示そ        | 官報公示に関する文書その他  |      | ・官報の写し            |   |       | (6)官報公示その | 官報公示に関する文書その他       | _    | ・官報の写し            |
| の他の公布           | の公布に関する文書(一の項) |      |                   |   |       | 他の公布      | <br>  の公布に関する文書(一の項 |      |                   |
|                 | <b>       </b> |      |                   |   |       |           | <b>F</b> )          |      |                   |
| (7)解釈又は運        | ①解釈又は運用の基準の設定  |      | ・外国・自治体・民間企業の状況調  |   |       | (7)解釈又は運用 | ①解釈又は運用の基準の設定       | -    | ・外国・自治体・民間企業の状況調  |
| 用の基準の           | のための調査研究文書(一   |      | 査                 |   |       | の基準の設定    | のための調査研究文書(一        |      | 查                 |
| 設定              | の項チ)           |      | ・関係団体・関係者のヒアリング   |   |       |           | の項チ)                |      | ・関係団体・関係者のヒアリング   |
|                 | ②解釈又は運用の基準の設定  |      | ・逐条解説             |   |       |           | ②解釈又は運用の基準の設定       | =    | ・逐条解説             |
|                 | のための決裁文書(一の項   |      | ・ガイドライン           |   |       |           | のための決裁文書(一の項        |      | ・ガイドライン           |
|                 | チ)             |      | ・訓令、通達又は告示        |   |       |           | チ)                  |      | ・訓令、通達又は告示        |
|                 |                |      | ・運用の手引            |   |       |           |                     |      | ・運用の手引            |
| 2 条約その他 (1)締結の検 | ①外国(本邦の域外にある国  | 30 年 | ・交渉開始の契機          | 2 | 条約その他 | (1)締結の検   | ①外国(本邦の域外にある国       | 30 年 | ・交渉開始の契機          |
| の国際約束 討         | 又は地域をいう。) との交渉 |      | ・交渉方針             |   | の国際約束 | 討         | 又は地域をいう。) との交渉      |      | ・交渉方針             |
| の締結及び           | に関する文書及び解釈又は   |      | • 想定問答            |   | の締結及び |           | に関する文書及び解釈又は        |      | ・想定問答             |

| その経緯    |          | 運用の基準の設定のための   |               | <ul><li>逐条解説</li></ul>  |          | その経緯  |           | 運用の基準の設定のための   |        | •逐条解説                    |
|---------|----------|----------------|---------------|-------------------------|----------|-------|-----------|----------------|--------|--------------------------|
|         |          | 決裁文書(二の項イ及び二)  |               |                         |          |       |           | 決裁文書(二の項イ及び二)  |        |                          |
|         |          | ②他の行政機関の質問若しく  |               | ・各省への協議案                | 1        |       |           | ②他の行政機関の質問若しく  |        | ・各省への協議案                 |
|         |          | は意見又はこれらに対する   |               | ・各省からの質問・意見             |          |       |           | は意見又はこれらに対する   |        | ・各省からの質問・意見              |
|         |          | 回答に関する文書その他の   |               | ・各省からの質問・意見に対する回        |          |       |           | 回答に関する文書その他の   |        | ・各省からの質問・意見に対する回         |
|         |          | 他の行政機関への連絡及び   |               | 答                       |          |       |           | 他の行政機関への連絡及び   |        | 答                        |
|         |          | 当該行政機関との調整に関   |               |                         |          |       |           | 当該行政機関との調整に関   |        |                          |
|         |          | する文書 (二の項口)    |               |                         |          |       |           | する文書 (二の項口)    |        |                          |
|         |          | ③条約案その他の国際約束の  |               | ・外国・自治体・民間企業の状況調        | ]        |       |           | ③条約案その他の国際約束の  |        | ・外国・自治体・民間企業の状況調         |
|         |          | 案の検討に関する調査研究   |               | 査                       |          |       |           | 案の検討に関する調査研究   |        | 查                        |
|         |          | 文書及び解釈又は運用の基   |               | ・関係団体・関係者のヒアリング         |          |       |           | 文書及び解釈又は運用の基   |        | ・関係団体・関係者のヒアリング          |
|         |          | 準の設定のための調査研究   |               | ・情報収集・分析                |          |       |           | 準の設定のための調査研究   |        | ・情報収集・分析                 |
|         |          | 文書(二の項ハ及び二)    |               |                         |          |       |           | 文書(二の項ハ及び二)    |        |                          |
|         | (2)条約案の審 | 条約案その他の国際約束の案  |               | ・法制局提出資料                |          |       | (2)条約案の審査 | 条約案その他の国際約束の案  |        | • 法制局提出資料                |
|         | 査        | の審査の過程が記録された文  |               | • 審査録                   |          |       |           | の審査の過程が記録された文  |        | • 審査録                    |
|         |          | 書(二の項ハ)        |               |                         |          |       |           | 書(二の項ハ)        |        |                          |
|         | (3)閣議    | 閣議を求めるための決裁文書  | 20 年 (保存期     | • 閣議請議書                 |          |       | (3)閣議     | 閣議を求めるための決裁文書  | [加える。] | • 閣議請議書                  |
|         |          | 及び閣議に提出された文書   | 間満了時の措        | • 案件表                   |          |       |           | 及び閣議に提出された文書   |        | ・案件表                     |
|         |          | (二の項二)         | 置を廃棄の措        | • 配付資料                  |          |       |           | (二の項二)         |        | • 配付資料                   |
|         | (4)国会審議  | 国会審議文書(二の項二)   | 置と定めた文        | ・議員への説明                 | <u> </u> |       | (4)国会審議   | 国会審議文書(二の項二)   |        | <ul><li>議員への説明</li></ul> |
|         |          |                | <u>書(経済協力</u> | • 趣旨説明                  |          |       |           |                |        | • 趣旨説明                   |
|         |          |                | 関係等で定型        | ・想定問答                   |          |       |           |                |        | ・想定問答                    |
|         |          |                | 化し、重要性        | ・答弁書                    |          |       |           |                |        | ・答弁書                     |
|         |          |                | がないもの)        | • 国会審議録                 |          |       |           |                |        | • 国会審議録                  |
|         | (5)締結    | 条約書、批准書その他これら  | については         | ・条約書・署名本書               |          |       | (5)締結     | 条約書、批准書その他これら  |        | ・条約書・署名本書                |
|         |          | に類する文書 (二の項木)  | 30年)          | ・調印書                    |          |       |           | に類する文書 (二の項木)  |        | ・調印書                     |
|         |          |                |               | ・批准・受諾書                 |          |       |           |                |        | ・批准・受諾書                  |
|         |          |                |               | ・批准書の寄託に関する文書           |          |       |           |                |        | ・批准書の寄託に関する文書            |
|         | (6)官報公示そ | 官報公示に関する文書その他  |               | ・官報の写し                  |          |       | (6)官報公示その | 官報公示に関する文書その他  |        | ・官報の写し                   |
|         | の他の公布    | の公布に関する文書(二の項  |               |                         |          |       | 他の公布      | の公布に関する文書(二の項  |        |                          |
|         |          | =)             |               |                         |          |       |           | =)             |        |                          |
| 3 政令の制定 | (1)立案の検  | ①立案基礎文書 (一の項イ) | 20 年          | ・基本方針                   | 3        | 政令の制定 | (1)立案の検   | ①立案基礎文書 (一の項イ) | 30 年   | ・基本方針                    |
| 又は改廃及   | 討        |                |               | ・基本計画                   |          | 又は改廃及 | 討         |                |        | ・基本計画                    |
| びその経緯   |          |                |               | ・条約その他の国際約束             |          | びその経緯 |           |                |        | ・条約その他の国際約束              |
|         |          |                |               | ・大臣指示                   |          |       |           |                |        | ・大臣指示                    |
|         |          |                |               | ・政務三役会議の決定              |          |       |           |                |        | ・政務三役会議の決定               |
|         |          | ②立案の検討に関する審議会  |               | <ul><li>・開催経緯</li></ul> |          |       |           | ②立案の検討に関する審議会  |        | <br>・開催経緯                |
|         |          | 等文書 (一の項イ)     |               | · 諮問                    |          |       |           | 等文書 (一の項イ)     |        | · 諮問                     |
|         |          |                |               | ・議事の記録                  |          |       |           |                |        | ・議事の記録                   |

|        |            |                     |      | ・配付資料             |   |       |           |                     |       | ・配付資料             |
|--------|------------|---------------------|------|-------------------|---|-------|-----------|---------------------|-------|-------------------|
|        |            |                     |      | ・中間答申、最終答申、中間報告、  |   |       |           |                     |       | ・中間答申、最終答申、中間報告、  |
|        |            |                     |      | 最終報告、建議、提言        |   |       |           |                     |       | 最終報告、建議、提言        |
|        |            | <br>  ③立案の検討に関する調査研 | 1    | ・外国・自治体・民間企業の状況調  |   |       |           | <br>  ③立案の検討に関する調査研 | =     | ・外国・自治体・民間企業の状況調  |
|        |            | 究文書 (一の項イ)          |      | 查                 |   |       |           | 究文書 (一の項イ)          |       | 查                 |
|        |            |                     |      | ・関係団体・関係者のヒアリング   |   |       |           |                     |       | ・関係団体・関係者のヒアリング   |
|        | (2)政令案の審   | 政令案の審査の過程が記録さ       | 1    | ・法制局提出資料          |   |       | (2)政令案の審査 | 政令案の審査の過程が記録さ       |       | ・法制局提出資料          |
|        | 査          | れた文書(一の項口)          |      | ・審査録              |   |       |           | れた文書(一の項口)          |       | ・審査録              |
|        | (3)意見公募手   | 意見公募手続文書(一の項ハ)      | _    | ・政令案              |   |       | (3)意見公募手続 | 意見公募手続文書(一の項ハ)      | -<br> | ・政令案              |
|        | 続          |                     |      | ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照  |   |       |           |                     |       | ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照  |
|        |            |                     |      | 条文                |   |       |           |                     |       | 条文                |
|        |            |                     |      | ・意見公募要領           |   |       |           |                     |       | • 意見公募要領          |
|        |            |                     |      | ・提出意見             |   |       |           |                     |       | ・提出意見             |
|        |            |                     |      | ・提出意見を考慮した結果及びその  |   |       |           |                     |       | ・提出意見を考慮した結果及びそ   |
|        |            |                     |      | 理由                |   |       |           |                     |       | の理由               |
|        | (4)他の行政機   | 行政機関協議文書(一の項ハ)      |      | ・各省への協議案          |   |       | (4)他の行政機関 | 行政機関協議文書(一の項ハ)      |       | ・各省への協議案          |
|        | 関への協議      |                     |      | ・各省からの質問・意見       |   |       | への協議      |                     |       | ・各省からの質問・意見       |
|        |            |                     |      | ・各省からの質問・意見に対する回  |   |       |           |                     |       | ・各省からの質問・意見に対する回  |
|        |            |                     |      | 答                 |   |       |           |                     |       | 答                 |
|        | (5)閣議      | 閣議を求めるための決裁文書       |      | ・5点セット(要綱、政令案、理由、 |   |       | (5)閣議     | 閣議を求めるための決裁文書       |       | ・5点セット(要綱、政令案、理由、 |
|        |            | 及び閣議に提出された文書        |      | 新旧対照条文、参照条文)      |   |       |           | 及び閣議に提出された文書        |       | 新旧対照条文、参照条文)      |
|        |            | (一の項二)              |      | ・閣議請議書            |   |       |           | (一の項二)              |       | ・閣議請議書            |
|        |            |                     |      | ・案件表              |   |       |           |                     |       | ・案件表              |
|        |            |                     |      | • 配付資料            |   |       |           |                     |       | ・配付資料             |
|        |            |                     |      |                   |   |       |           |                     |       |                   |
|        | (6)官報公示そ   | 官報公示に関する文書その他       |      | ・官報の写し            |   |       | (6)官報公示その | 官報公示に関する文書その他       |       | ・官報の写し            |
|        | の他の公布      | の公布に関する文書(一の項       |      |                   |   |       | 他の公布      | の公布に関する文書(一の項       |       |                   |
|        |            | <b>F</b> )          |      |                   |   |       |           | <b>F</b> )          |       |                   |
|        | (7)解釈又は運   | ①解釈又は運用の基準の設定       |      | ・外国・自治体・民間企業の状況調  |   |       | (7)解釈又は運用 | ①解釈又は運用の基準の設定       |       | ・外国・自治体・民間企業の状況調  |
|        | 用の基準の      | のための調査研究文書(一        |      | 査                 |   |       | の基準の設定    | のための調査研究文書(一        |       | 査                 |
|        | 設定         | の項チ)                |      | ・関係団体・関係者のヒアリング   |   |       |           | の項チ)                |       | ・関係団体・関係者のヒアリング   |
|        |            | ②解釈又は運用の基準の設定       |      | •逐条解説             |   |       |           | ②解釈又は運用の基準の設定       |       | ・逐条解説             |
|        |            | のための決裁文書(一の項        |      | ・ガイドライン           |   |       |           | のための決裁文書(一の項        |       | ・ガイドライン           |
|        |            | チ)                  |      | ・訓令、通達又は告示        |   |       |           | チ)                  |       | ・訓令、通達又は告示        |
|        |            |                     |      | ・運用の手引            |   |       |           |                     |       | ・運用の手引            |
| 4 内閣官〕 | 房 (1) 案の検討 | ①立案基礎文書 (一の項イ)      | 20 年 | ・基本方針             | 4 | 内閣官房  | (1)案の検討   | ①立案基礎文書 (一の項イ)      | 30 年  | ・基本方針             |
| 令、内閣   | <b>苻</b>   |                     |      | ・基本計画             |   | 令、内閣府 |           |                     |       | ・基本計画             |
| 令、省令·  | ₹          |                     |      | ・条約その他の国際約束       |   | 令、省令そ |           |                     |       | ・条約その他の国際約束       |
| の他の規具  | 則          |                     |      | ・大臣指示             |   | の他の規則 |           |                     |       | ・大臣指示             |

| の制定又は    |            |                     | ・政務三役会議の決定              | の制定又は    |                       |                        | ・政務三役会議の決定                            |
|----------|------------|---------------------|-------------------------|----------|-----------------------|------------------------|---------------------------------------|
| 改廃及びそ    |            | ②立案の検討に関する審議会       | - 開催経緯                  | 改廃及びそ    |                       | ②立案の検討に関する審議会          | <br>・開催経緯                             |
| の経緯      |            | 等文書(一の項イ)           | • 諮問                    | の経緯      |                       | 等文書 (一の項イ)             | ・諮問                                   |
|          |            |                     | ・議事の記録                  |          |                       |                        | ・議事の記録                                |
|          |            |                     | - 配付資料                  |          |                       |                        | ・配付資料                                 |
|          |            |                     | • 中間報告、最終報告、提言          |          |                       |                        | ・中間報告、最終報告、提言                         |
|          |            | ③立案の検討に関する調査研       | ・外国・自治体・民間企業の状況調        |          |                       | ③立案の検討に関する調査研          | ・外国・自治体・民間企業の状況調                      |
|          |            | 究文書(一の項イ)           | 査                       |          |                       | 究文書 (一の項イ)             | 查                                     |
|          |            |                     | ・関係団体・関係者のヒアリング         |          |                       |                        | ・関係団体・関係者のヒアリング                       |
|          | (2)意見公募手   | 意見公募手続文書(一の項ハ)      | ・官房令案、府令案・省令案・規則        |          | (2)意見公募手続             | 意見公募手続文書(一の項ハ)         | ・官房令案、府令案・省令案・規則                      |
|          | 続          |                     | 案                       |          |                       |                        | 案                                     |
|          |            |                     | ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照        |          |                       |                        | ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照                      |
|          |            |                     |                         |          |                       |                        | 条文                                    |
|          |            |                     |                         |          |                       |                        | ・意見公募要領                               |
|          |            |                     | ・提出意見                   |          |                       |                        | ・提出意見                                 |
|          |            |                     | ・提出意見を考慮した結果及びその        |          |                       |                        | ・提出意見を考慮した結果及びそ                       |
|          |            |                     | 理由                      |          |                       |                        | の理由                                   |
|          | (3)制定又は改   | 内閣官房令、内閣府令、省令そ      | ・官房令案、府令案・省令案・規則        |          | (3)制定又は改廃             | 内閣官房令、内閣府令、省令そ         | ・官房令案、府令案・省令案・規則                      |
|          | 廃          | の他の規則の制定又は改廃の       | 案                       |          |                       | の他の規則の制定又は改廃の          | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|          |            | ための決裁文書(一の項木)       | ・理由、新旧対照条文、参照条文         |          |                       | ための決裁文書 (一の項木)         | ・理由、新旧対照条文、参照条文                       |
|          | (4)官報公示    | 官報公示に関する文書(一の       | ・官報の写し                  |          | (4)官報公示               | 官報公示に関する文書(一の          | ・官報の写し                                |
|          |            | 項ト)                 |                         |          |                       | 項ト)                    |                                       |
|          | (5)解釈又は運   | ①解釈又は運用の基準の設定       | ・外国・自治体・民間企業の状況調        |          | (5)解釈又は運用             | ①解釈又は運用の基準の設定          | ・外国・自治体・民間企業の状況調                      |
|          | 用の基準の      | のための調査研究文書(一        | 査                       |          | の基準の設定                | のための調査研究文書(一           | 查                                     |
|          | 設定         | の項チ)                | ・関係団体・関係者のヒアリング         |          |                       | の項チ)                   | ・関係団体・関係者のヒアリング                       |
|          |            | ②解釈又は運用の基準の設定       | • 逐条解説                  |          |                       | ②解釈又は運用の基準の設定          | <br>・逐条解説                             |
|          |            | のための決裁文書(一の項        | ・ガイドライン                 |          |                       | のための決裁文書(一の項           | ・ガイドライン                               |
|          |            | チ)                  | ・訓令、通達又は告示              |          |                       | チ)                     | ・訓令、通達又は告示                            |
|          |            |                     | ・運用の手引                  |          |                       |                        | ・運用の手引                                |
| 閣議、関係行政機 | と 関の長で構成され | こる会議又は省議(これらに準ずるものを | 含む。)の決定又は了解及びその経緯       | 閣議、関係行政機 | <u>-</u><br>関の長で構成される | -<br>会議又は省議(これらに準ずるものを | :含む。) の決定又は了解及びその経緯                   |
|          |            |                     |                         |          |                       |                        |                                       |
| 5 閣議の決定  | (1)予算に関す   | ①閣議を求めるための決裁文 20年   | ・歳入歳出概算案                | 5 閣議の決定  | (1)予算に関する             | ①閣議を求めるための決裁文 30年      | ・歳入歳出概算案                              |
| 又は了解及    | る閣議の求      | 書及び閣議に提出された文        | ・予算書(一般会計・特別会計・政        | 又は了解及    | 閣議の求め及                | 書及び閣議に提出された文           | ・予算書(一般会計・特別会計・政                      |
| びその経緯    | め及び予算      | 書(三の項イ)             | 府関係機関)                  | びその経緯    | び予算の国会                | 書(三の項イ)                | 府関係機関)                                |
|          | の国会提出      |                     | ・概算要求基準等                |          | 提出その他の                |                        | ・概算要求基準等                              |
|          | その他の       |                     | <ul><li>閣議請議書</li></ul> |          | 重要な経緯                 |                        | • 閣議請議書                               |
|          | 重要な経緯      |                     | ・案件表                    |          |                       |                        | ・案件表                                  |
|          |            |                     | <br>  • 配付資料            | 1        |                       |                        | ●配付資料                                 |

|             | ②予算その他国会に提出され       | <ul><li>予算書(一般会計・特別会計・政</li></ul> |            | ②予算その他国会に提出され | ・予算書(一般会計・特別会計・政  |
|-------------|---------------------|-----------------------------------|------------|---------------|-------------------|
|             | た文書(三の項ハ)           | 府関係機関)                            |            | た文書(三の項ハ)     | 府関係機関)            |
|             |                     | ・予算参考資料                           |            |               | • 予算参考資料          |
|             |                     |                                   |            |               |                   |
|             |                     |                                   |            |               |                   |
| (2)決算に関す    | ①閣議を求めるための決裁文       | <br> ・決算書(一般会計・特別会計・政             | (2)決算に関する  | ①閣議を求めるための決裁文 | ・決算書(一般会計・特別会計・政  |
| る閣議の求       |                     | 府関係機関)                            | 閣議の求め及     | 書及び閣議に提出された文  | 府関係機関)            |
| め及び決算       |                     | · 調書                              | び決算の国会     | 書(三の項イ)       | · 調書              |
| の国会提出       |                     |                                   | 提出その他の     |               | ・予備費使用書           |
| その他の重       |                     | - 閣議請議書                           | 重要な経緯      |               | · 閣議請議書           |
| 要な経緯        |                     |                                   |            |               | ・案件表              |
|             |                     | · 配付資料                            |            |               | ・配付資料             |
|             | <br>                | <br>  <br> ・決算書(一般会計・特別会計・政       |            | <br>          |                   |
|             | 送付した文書及びその検査        | 「                                 |            | 送付した文書及びその検査  | 府関係機関)            |
|             | を経た文書(三の項口)         | パタボ吸肉/                            |            | を経た文書(三の項口)   | (※会計検査院保有のものを除    |
|             | ではた人音(二の境口)         | (次会司検査院体育のものを除し)                  |            | と性に入言(二の項ロ)   | (次会計模量脱床有のものを除く。) |
|             | <br>  ③歳入歳出決算その他国会に |                                   |            |               |                   |
|             | 提出された文書(三の項ハ)       | - 次算音 (一般云前・特別云前・政                |            | 提出された文書(三の項ハ) | 府関係機関)            |
| (3)質問主意書    |                     | ・法制局提出資料                          | (3)質問主意書に  | ①答弁の案の作成の過程が記 | • 法制局提出資料         |
| に対する答       |                     | ・審査録                              | 対する答弁に     | ・             | ・審査録              |
|             |                     |                                   | 関する閣議の     | ②閣議を求めるための決裁文 | - 答弁案             |
| 閣議の求め       |                     | ・智議請議書                            | 求め及び国会     | 書及び閣議に提出された文  | ・閣議請議書            |
| 数歳の水の       |                     | - 尚戚語職音<br>- 案件表                  | に対する答弁     |               | ●案件表              |
| 対する答弁       |                     | ・配付資料                             | その他の重要     | 音(四の項ロ)       |                   |
| マラスタン その他の重 |                     | - EC 17                           | な経緯        |               | ·配付資料<br>         |
| 要な経緯        | ③答弁が記録された文書(四       | ・答弁書                              | /み 社科      | ③答弁が記録された文書(四 | ・答弁書              |
| 安は柱碑        | の項ハ)                |                                   |            | の項ハ)          |                   |
| (4)基本方針、基   | ①立案基礎文書(五の項イ)       | ・基本方針                             | (4)基本方針、基本 | ①立案基礎文書(五の項イ) | ・基本方針             |
| 本計画又は       |                     | ・基本計画                             | 計画又は白書     |               | ・基本計画             |
| 白書その他       |                     | ・条約その他の国際約束                       | その他の閣議     |               | ・条約その他の国際約束       |
| の閣議に付       |                     | ・大臣指示                             | に付された案     |               | ・大臣指示             |
| された案件       |                     | ・政務三役会議の決定                        | 件に関する立     |               | ・政務三役会議の決定        |
| に関する立       | ②立案の検討に関する審議会       | • 開催経緯                            | 案の検討及び     | ②立案の検討に関する審議会 | ・開催経緯             |
| 案の検討及       | 等文書(五の項イ)           | - 諮問                              | 閣議の求めそ     | 等文書(五の項イ)     | - 諮問              |
| び閣議の求       |                     | ・議事の記録                            | の他の重要な     |               | ・議事の記録            |
| めその他の       |                     | •配付資料                             | 経緯(1の項か    |               | • 配付資料            |
| 重要な経緯       |                     | ・中間答申、最終答申、中間報告、                  | ら4の項まで     |               | ・中間答申、最終答申、中間報告、  |
| (1の項か       |                     | 最終報告、建議、提言                        | 及び5の項(1)   |               | 最終報告、建議、提言        |

| П        | ` . o = +         |                | <u> </u>      |                  | П  |              | 1. 2. (0) + - 1- | @+#@\\=\\-\\\   |               |                  |
|----------|-------------------|----------------|---------------|------------------|----|--------------|------------------|-----------------|---------------|------------------|
|          |                   | ③立案の検討に関する調査研  |               | ・外国・自治体・民間企業の状況調 |    |              | から(3)までに         | ③立案の検討に関する調査研   |               | ・外国・自治体・民間企業の状況調 |
|          | で及び5の             | 究文書(五の項イ)      |               | 査 間に口は、間におった一切に  |    |              | 掲げるものを           | 究文書(五の項イ)       |               | 查                |
|          | 項(1)から(3)         |                |               | ・関係団体・関係者のヒアリング  |    |              | 除く。)             |                 |               | ・関係団体・関係者のヒアリング  |
|          | までに掲げ             |                |               | ・任意パブコメ<br>      |    |              |                  |                 |               | ・任意パブコメ<br>      |
|          |                   | ④行政機関協議文書(五の項  |               | ・各省への協議案         |    |              |                  | ④行政機関協議文書(五の項   |               | ・各省への協議案         |
|          | < 。)              |                |               | ・各省からの質問・意見      |    |              |                  | □)              |               | ・各省からの質問・意見      |
|          |                   |                |               | ・各省からの質問・意見に対する回 |    |              |                  |                 |               | ・各省からの質問・意見に対する回 |
|          |                   |                |               | 答                |    |              |                  |                 |               | 答                |
|          |                   | ⑤閣議を求めるための決裁文  |               | ・基本方針案           |    |              |                  | ⑤閣議を求めるための決裁文   |               | ・基本方針案           |
|          |                   | 書及び閣議に提出された文   |               | ・基本計画案           |    |              |                  | 書及び閣議に提出された文    |               | ・基本計画案           |
|          |                   | 書(五の項ハ)        |               | ・白書案             |    |              |                  | 書(五の項ハ)         |               | ・白書案             |
|          |                   |                |               | • 閣議請議書          |    |              |                  |                 |               | • 閣議請議書          |
|          |                   |                |               | ・案件表             |    |              |                  |                 |               | ・案件表             |
|          |                   |                |               | • 配付資料           |    |              |                  |                 |               | • 配付資料           |
|          |                   | ⑥官報公示に関する文書その  |               | ・官報の写し           |    |              |                  | ⑥官報公示に関する文書その   |               | ・官報の写し           |
|          |                   | 他の公布に関する文書(一   |               |                  |    |              |                  | 他の公布に関する文書(一    |               |                  |
|          |                   | の項ト)           |               |                  |    |              |                  | の項ト)            |               |                  |
| [6~10 略] | L                 | <u> </u>       | <u> </u>      |                  | [6 | 」<br>~10 同左] |                  |                 |               |                  |
| 個人又は法人の権 | 重利義務の得喪及 <i>て</i> | ドチの経緯          |               |                  |    | _            |                  | - の経緯           |               |                  |
| 11 個人の権利 | 1                 | , C ** 1217    |               |                  | 11 | 1            | (1) [同左]         | *** 4\pm 4\pm 1 |               |                  |
| 義務の得喪    |                   |                |               |                  |    | 義務の得喪        |                  |                 |               |                  |
| 及びその経    | (0) 仁 北 工 结 汁     | 許認可等をするための決裁文  | 10 年(国立公      | ・審査案             |    | 及びその経        | (2) 行政千结法等       | 許認可等をするための決裁文   | 許認可等の効        | ・審査案             |
| 神        |                   | 書その他許認可等に至る過程  | 文書館への移        | ・理由              |    | 緯            |                  | 書その他許認可等に至る過程   | <u>力が消滅する</u> | ・理由              |
|          | 号の許認可             | が記録された文書(十一の項) | 管の措置をと        | ・受付簿             |    | 144          | 許認可等(以下          | が記録された文書(十一の項)  | 日に係る特定        | ・受付簿             |
|          | 等(以下「許            |                | <u>るべきことを</u> | ・処分案             |    |              | 「許認可等」と          |                 | <u>日以後5年</u>  | ・処分案             |
|          | 認可等」とい            |                | 定めたものに        |                  |    |              | いう。)に関す          |                 |               |                  |
|          | う。)に関す            |                | 限る。)又は許       |                  |    |              | る重要な経緯           |                 |               |                  |
|          | る重要な経             |                | 認可等の効力        |                  |    |              |                  |                 |               |                  |
|          | 緯                 |                | が消滅する日        |                  |    |              |                  |                 |               |                  |
|          |                   |                | に係る特定日        |                  |    |              |                  |                 |               |                  |
|          |                   |                | 以後5年          |                  |    |              |                  |                 |               |                  |
|          | (2) 行政手结注         | 不利益処分をするための決裁  | 加公がされる        |                  |    |              | (3)行政手続法第        | 不利益処分をするための決裁   | 5年            | ・処分案             |
|          |                   | 文書その他当該処分に至る過  |               | ・理由              |    |              |                  | 文書その他当該処分に至る過   |               | ・理由              |
|          |                   |                |               | - 连田             |    |              |                  | 程が記録された文書(十二の   |               | 440              |
|          |                   | 程が記録された文書(十二の  | <u>ロ以後3年</u>  |                  |    |              | 下「不利益処           |                 |               |                  |
|          | 処分 (以下            | <i>快)</i><br>  |               |                  |    |              | 分」という。)          | ·*/             |               |                  |
|          | 「不利益処             |                |               |                  |    |              | に関する重要           |                 |               |                  |
|          | 分」という。)           |                |               |                  |    |              |                  |                 |               |                  |
|          | に関する重             |                |               |                  |    |              | な経緯              |                 |               |                  |
|          | 要な経緯              |                |               |                  |    |              |                  |                 |               |                  |

|    |         | [(4)~(6) 略] |                |                |         |
|----|---------|-------------|----------------|----------------|---------|
| 2  | 法人の権利   | (1) [略]     |                |                |         |
|    | 義務の得喪   |             |                |                |         |
|    | 及びその経   |             |                |                |         |
|    | 緯       | (2)許認可等に    | 許認可等をするための決裁文  | 10 年(国立公       | · 審査案   |
|    |         | 関する重要       | 書その他許認可等に至る過程  | 文書館への移         | ・理由     |
|    |         | な経緯         | が記録された文書(十一の項) | 管の措置をと         | • 受付簿   |
|    |         |             |                | <u>るべきことを</u>  | ・処分案    |
|    |         |             |                | 定めたものに         |         |
|    |         |             |                | 限る。)又は許        |         |
|    |         |             |                | <u>認可等</u> の効力 |         |
|    |         |             |                | が消滅する日         |         |
|    |         |             |                | に係る特定日         |         |
|    |         |             |                | 以後5年           |         |
|    |         | (3)不利益処分    | 不利益処分をするための決裁  | 処分がされる         | ・処分案    |
|    |         | に関する重       | 文書その他当該処分に至る過  | 日に係る特定         | ・理由     |
|    |         | 要な経緯        | 程が記録された文書(十二の  | 日以後5年          |         |
|    |         |             | 項)             |                |         |
|    |         | [(4)~(6) 略] |                |                |         |
| 1; | 3~21 略] |             |                |                |         |
|    | 文書の管理   | 文書の管理等      | [①~③ 略]        |                |         |
|    | 等に関する   |             | ④行政文書ファイル等の移管  | 20 年           | ・移管・廃棄簿 |
|    | 事項      |             | 又は廃棄の状況が記録され   |                |         |
|    |         |             | た帳簿(三十三の項)     |                |         |
|    |         |             | ⑤ [略]          | <u> </u>       |         |
|    |         |             |                |                |         |
|    |         |             |                |                |         |

ー この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

[1~9 略]

10 特定日 行政文書の管理に関するガイドライン (平成23年4月1日総理大臣決定) 第4-3-(12) (施行令<u>第8条</u> 第9項) の保存期間が確定することとなる日 (19 の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日) の属する年度 の翌年度の4月1日 (当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)

[二~五 略]

|     |                              | [(4)~(6) 同左]                              |   |             |                |
|-----|------------------------------|---|---|-------------|----------------|
| 12  | 法人の権利<br>義務の得喪<br>及びその経<br>緯 | (1) [同左]<br>(2)許認可等に関<br>する重要な経緯          | 許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程  |             |                |
|     |                              |   | が記録された文書(十一の項)  | 日に係る特定日以後5年 | · 受付簿 · 処分案    |
|     |                              | (3)不利益処分に<br>関する重要な<br>経緯<br>[(4)~(6) 同左] | 不利益処分をするための決裁<br>文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の<br>項)                             | <u>5年</u>   | ・処分案・理由        |
| [13 | 8~21 同左]                     |   |   |             |                |
| 22  | 文書の管理等に関する                   | 文書の管理等                                    | [①~③ 同左]  | 20 年        | <b>投</b> 京 茶 体 |
|     | 事項                           |   | <ul><li>④行政文書ファイル等の移管</li><li>又は廃棄の状況が記録された帳簿(三十三の項)</li><li>⑤ [同左]</li></ul> | 30年         | ・移管・廃棄簿        |

#### 備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

[1~9 同左]

10 特定日 行政文書の管理に関するガイドライン (平成23年4月1日総理大臣決定) <u>第4-3-(11)</u> (施行令<u>第8条第7項</u>) の保存期間が確定することとなる日 (19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日) の属する年度の翌年度の4月1日 (当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)

[二~五 同左]

### |別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準|

- 1 [略]
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
- (1) [略]
- (2) 政策単位での保存期間満了時の措置
  - ① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、<u>東日本大震災関連、新型コロナ</u>ウイルス感染症関連等

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位等(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020 年東京オリンピック・パラリンピック等

[②~④ 略]

[(3)~(6) 略]

# 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 [同左]
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
- (1) [同左]
- (2) 政策単位での保存期間満了時の措置
  - ① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌の157対策、東日本大震災関連等

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位等(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020 年東京オリンピック・パラリンピック等

[②~④ 同左]

[(3)~(6) 同左]

### 備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則 (令和4年3月○日内閣総理大臣決定)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の内閣官房行政文書管理規則(以下「新規則」という。)第4章第7条の第11項の規定は、文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書及びファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。
- 3 新規則第4章第7条の第14項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。
- 4 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。